

企業組織法の基礎 開講にあたって

担当者：伊藤靖史（光塩館 417 tel：075-251-3611 mail：yaito@mail.doshisha.ac.jp）

1. 受講上の注意

- ・私語厳禁
- ・携帯電話は音を出さないように設定すること
- ・途中入退室は、やむを得ない事情がある場合を除いて、禁止
- ・原則として始業ブザーが鳴り終わるとすぐに開始、可能なら所定の時間の10分前に終了
- ・最新版の六法を毎回持参すること

2. 成績評価——期末試験 100%

3. プリント——毎回配布。1度しか配らない（→5. 参照）

*プリントでの法令条文、判例・裁判例の略称など

会社法→会社、会社法施行規則→会社則、会社計算規則→会社計算、
金融商品取引法→金商 等
法令名の後、条数＝算用数字、項数＝ローマ数字、号数＝丸囲み数字
例) 会社法 362 条 2 項 2 号→会社 362 II ②
会社法 390 条 2 項柱書ただし書→会社 390 II 柱但

判例・裁判例

例) 最高裁判所平成 16 年 6 月 10 日判決民集 58 卷 5 号 1178 頁
→最判平 16・6・10 民集 58-5-1178

4. 文献

- ・テキスト：伊藤靖史＝大杉謙一＝田中亘＝松井秀征『Legal Quest 会社法』
（有斐閣、2009 年） *シラバスの記載と著者順が違うので注意
- ・参考文献：江頭憲治郎『株式会社法〔第 2 版〕』（有斐閣、2008 年）

5. 情報公開——HP「伊藤靖史研究室」 <http://www1.doshisha.ac.jp/~yaito/>

- ・講義の細目次、参考文献の該当箇所
- ・過去のプリントのダウンロード
- ・過去の試験問題・解答
- ・参考文献リスト、その他学習に関連した情報（法改正、最近の判例、リンク等）

6. 講義計画

A. 株式会社・会社法の基礎

1. 企業と会社と会社法
2. 株主と経営機構

*講義の最初に、株式会社・会社法について学ぶ上での基礎となる知識を学ぶ。みなさんの多くも、大学を卒業すればどこかの「会社」に勤めることになるが、「会社」とは、一体何なのだろうか。

B. 株式会社の経営機構

3. 取締役会設置会社の経営機構(1)株主総会
4. 取締役会設置会社の経営機構(2)業務執行
5. 取締役会設置会社の経営機構(3)監督と監査

*株式会社が事業を行うにあたっては、誰かが株式会社のための意思決定をしなければならない。そのために設けられているのが、株式会社の「機関」と呼ばれるものであり、特定の人または人の集まりをそう呼んでいる。大規模な株式会社では、このような会社の機関が複雑に分化している。ここでは、そのような会社機関それぞれの役割などを学ぶ。

C. 役員等の義務と責任

6. 役員等の義務と責任
7. 利益衝突の規制
8. 役員等の責任の追及と軽減

*株式会社の役員等（取締役、監査役等）がきちんと任務を遂行しなければ、会社は傾く。役員等による任務の適切な遂行を確保するための方法の1つとして、役員等が任務を怠り、それによって会社に損害を与えた場合に、役員等に損害賠償責任を負わせるという方法がある。ここでは、そのような責任が生じるのはどういうときか、また、そのような責任を追及する方法等について学ぶ。

D. 株主以外の利害関係者と株式会社

9. 会社と債権者
10. 会社は誰のために？

*株式会社に利害関係を有するのは、会社の経営者や株主だけではない。会社に資金を貸し付ける会社債権者や、さらに、広く社会一般の人々も、大なり小なり、会社に利害関係を有している。そのような利害関係者は、会社法上、どのように扱われるのだろうか。